

保育所(園)入所案内



1 保育所（園）とは

保育所（園）とは、児童福祉法に基づき、保護者の皆さんが働いていたり、病気などのために家庭で保育できない（保育を必要とする）お子さんを保護者に代わって保育するところです。

2 保育の必要性の認定について

保育所（園）を利用するには、保育の必要性に応じた「支給認定」を受けることが必要となりますので、保育所等利用（入所）申込みとは別に、「支給認定申請書」を提出してください。

（1）保育を必要とする事由（認定基準）

保育所等での保育を希望される方は、児童及び保護者が笠松町に住民登録をしており、次のいずれかの事由に該当することが必要となります。

1	就 労 (月48時間以上)	家庭外労働 : 保護者が家庭外で働いているとき（会社勤務など） 家庭内労働 : 保護者が家庭内にいるが、児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているとき（自営業、内職など）
2	産 前 産 後	母親が出産前後のとき（保育期間は出産の前後約2か月）
3	疾 病 ・ 障 が い	保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるとき
4	介 護 ・ 看 護	同居の家族が長期間病気であったり、または心身に障がいがあるため、保護者が常時その介護または看護をしなければならないとき
5	災 害 の 復 旧	火災・風水害・地震などの災害により、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、保育ができないとき
6	求 職 活 動	保護者が求職活動を行っているとき（保育期間は3か月） 入所（園）後、3か月までに勤務（内定）証明書の提出があれば延長可能
7	就 学	保護者が就学のため、保育できないとき
8	虐 待 ・ D V	虐待やDVの恐れがあるとき
9	そ の 他	上記1から8までに類する状況にあると認められるとき

(2) 保育の必要性に応じた支給認定の区分

支給認定申請の結果、保護者の方々の就労状況等から保育の必要量が判断され、2号認定又は3号認定に区分された方（前頁の「保育を必要とする事由」に該当する方）が保育所等を利用することができます。

認定区分	対象となる児童	利用できる時間（保育必要量）	利用できる施設等
1号	満3歳以上の就学前の児童	教育標準時間（4時間）	幼稚園（※1） 認定こども園（※3）
2号	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする児童（※2）	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）	保育所（園） 認定こども園（※3）
3号	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする児童（※2）	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）	保育所（園） 認定こども園・小規模保育施設など（※3）

（※1）両親ともに就労していても、1号認定を受けて幼稚園に通うこともできます。

（※2）「保育を必要とする事由」1頁参照

（※3）令和5年4月時点では、笠松町内に設置予定はありません。

(3) 保育の必要量

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、その事由により、保育の必要量に応じた保育を利用できる時間が、次のいずれかに区分されます。

区分	保育を利用できる時間（保育必要量）	保育を必要とする事由
保育標準時間	午前7時～午後6時のうち必要とする時間（1日最大11時間限度）	就労（フルタイム等）、産前産後など
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分のうち必要とする時間（1日最大8時間限度）	就労（パートタイム等）、求職活動など

※ 保育を利用できる時間（保育必要量）は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により区分され、保護者が現に必要とする時間での保育所（園）の利用となります。

※ 1か月の就労時間は、父母等保護者のうち、短い方の就労時間を適用します。



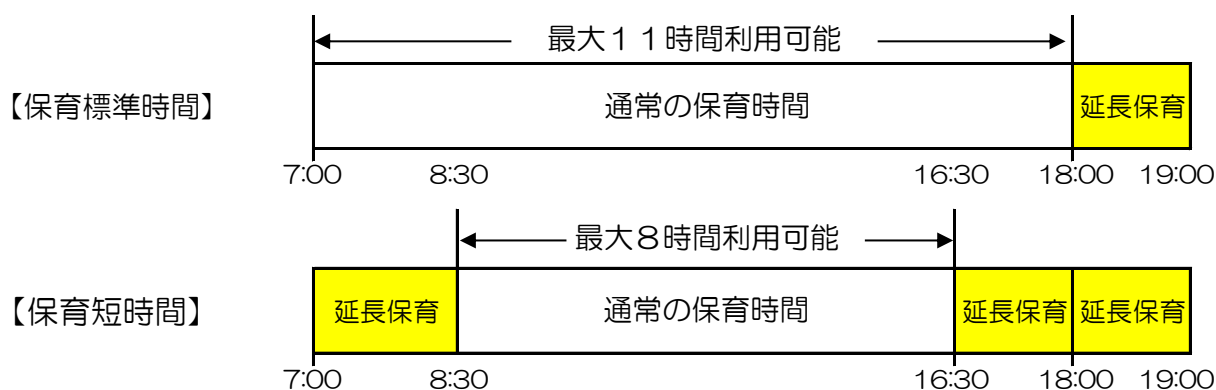
(4) 保育を利用できる時間（通常の保育時間）と延長保育について

保育を利用できる時間（通常の保育時間）は、次のとおりとなります。

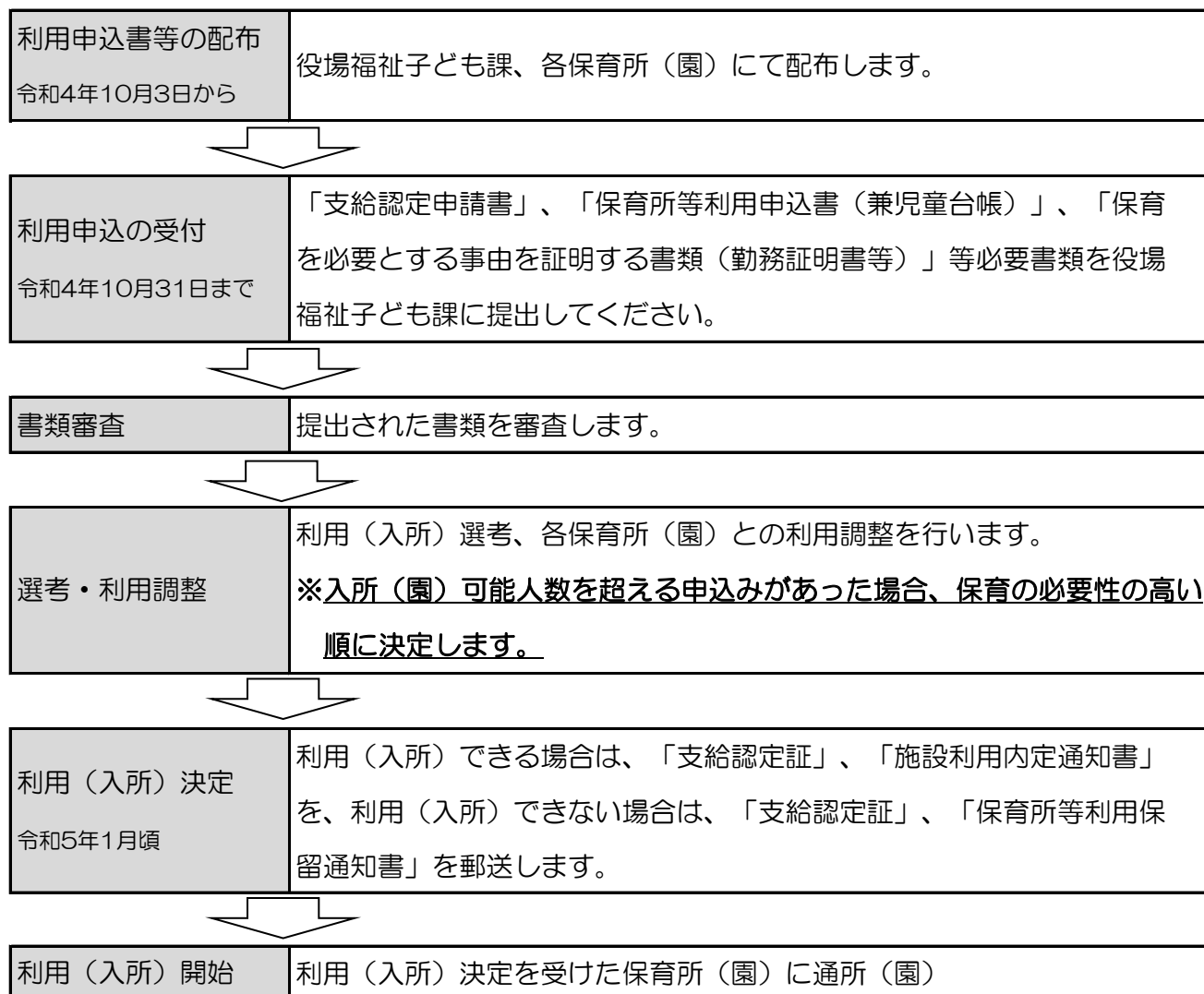
保育標準時間の方 通常の保育時間 = 午前7時～午後6時

保育短時間の方 通常の保育時間 = 午前8時30分～午後4時30分

この通常の保育時間を超えて保育が必要となる場合には、延長保育（別途延長保育利用料必要）を利用させていただくこととなります。（詳しくは8頁をご覧ください。）



(5) 保育所（園）利用申込みの手続きの流れ



3 保育所等利用（入所）申込みの手続き

(1) ・令和5年4月1日からの利用（入所）の申込み

受付期間 10月 3日（月）～10月31日（月） ※ 土・日曜日及び祝日を除く。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 笠松町役場 2階 福祉子ども課

提出書類 1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

2) 保育所等利用申込書（兼児童台帳）

3) その他保育を必要とする事由を証明する書類など

※ 1) の申請書及び2) の申込書は、入所希望児童1人につき各々1枚必要です。

※ 利用（入所）申込み手続き後に家庭の状況、保育を必要とする事由、保護者の職業、勤務先、緊急時の連絡先などに変更があった場合は、必ず保育所（園）へお申し出ください。

※ 利用（入所）決定までの流れは前頁のとおりですが、入所（園）前に各保育所（園）で健康診断及び入所説明会が開催されます。

・令和5年4月2日以降からの利用（入所）の申込み

受付期間 入所予定月の2か月前～前月の20日（原則月初日からの入所となります）

※ 受付時間・受付場所・提出書類は、4月1日からの申込みと同様です。

※ それ以外の入所申込みに関することは、役場福祉子ども課にご相談ください。

(2) 利用（入所）申込みに必要なその他保育を必要とする事由を証明する書類などの詳細

1) 保育の必要性を証明する書類

児童の保育を必要とする事由を把握するために、児童の父母及び65歳未満の同居の親族の下記の証明書を提出してください。

保育を必要とする事由	必要な提出書類	
① 就労している場合（月48時間以上）	就労証明書	自営業や内職などの場合、就労状況を証明する客観的資料の提出を求められることがあります。
② 出産する場合 （入所期間は、産前産後それぞれ約2か月です。）	状況申立書	医師の診断書または母子健康手帳の写し
③ 保護者の疾病、障がいの場合		意見書に医師の証明、障害者手帳等の写し
④ 病人の看護などの場合		介護を要する証明書（医師の意見書等）または障害者手帳等の写し
⑤ 災害の復旧の場合	罹災証明書の写し	
⑥ 求職活動の場合 ※入所期間は、3か月です。	状況申立書	就労予定申立書、ハローワークの発行する「ハローカード」の写し
⑦ 就学の場合	状況申立書	在学証明書、学生証等の写し

※上記の書類は、各保育所（園）、役場福祉子ども課に準備してあります。

2) 家庭調査票（全ての事項を記入してください。）

3) 口座振替依頼書（0歳～2歳児のみ）

保育料を引落としされる銀行にご提出ください。



4) 世帯状況申立書（該当の方のみ）

ひとり親世帯、障がい児（者）等在宅世帯については、申立書及び下記の必要な書類をご提出ください。

区分	必要な提出書類
ひとり親世帯等	児童扶養手当証書の写し （交付されていない場合は、母子（父子）家庭等医療費受給者証の写し）
障がい児（者）等在宅世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し

4 利用者負担額（保育料）

3歳～5歳児（年少～年長）の利用者負担額（保育料）は、無料になります。

※ 副食費は有料です。

0歳～2歳児の利用者負担額（保育料）は、下記のとおり決定します。

（1）利用者負担額（保育料）は、利用（入所）児童と生計を同じくする父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の所得に応じて、市町村民税額を基に決定します。（保育料算定の市町村民税額には、住宅取得等特別控除、配当控除、外国税控除、特別減税などは適用しません。）

※ 父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者との合算になります。

※ 海外勤務などで課税台帳がない方は、海外の収入により決定する場合があります。（資料の提示をお願いします。）

※ 4月～8月分の保育料は令和4年度市町村民税、9月～3月分の保育料は令和5年度市町村民税の額を基に決定し、4月上旬、9月上旬までに通知します。

※ 市町村民税が修正・更正等により変更となった場合は、遡って変更します。

（2）令和5年度の利用者負担額（保育料）につきましては未定です。参考に令和4年度の利用者負担額（保育料）を次頁に掲載してあります。

参考

令和4年度

0歳～2歳児の利用者負担額徴収金基準額表（保育料）

階層区分		利用者負担額（月額）	
		0歳～2歳児（※）	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,600	15,400
	（ひとり親世帯等）	7,200	7,200
第4	市町村民税所得割 課税額 97,000円未満	77,101円未満	24,000
		ひとり親世帯等	7,200
		77,101円以上	24,000
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	35,600	35,100
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	48,800	48,000
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	64,000	63,000
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	68,200	65,900

※ 利用（入所）する年度の初日（令和5年4月1日）における満年齢です。
年少児以上の保育料は無料です。

2人以上の小学校就学前児童が、保育所、幼稚園などに入所している世帯について、小学校就学前の子どもから順に2人目を半額、3人目以降を無料とします。

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯について、最年長の子どもから順に2人目の保育料を半額、3人目以降を無料とします。

市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等に該当する世帯について、最年長の子どもから順に2人目以降の保育料を無料とします。

市町村民税所得割課税額が97,000円未満の子どもが複数人いる世帯について、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもから順に3人目以降の保育料を無料とします。

小学校3年生までの児童がいる世帯について、小学校3年生までの子どもから順に3人目以降の保育料を無料とします。

5 利用者負担額（保育料）の口座振替について

0歳～2歳児の方は、口座振替の手続きが必要になります。

- (1) 利用者負担額（保育料）は、口座振替による納付になります。振替日は原則、毎月末日（12月分は28日）です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は、翌日が振替日になります。

★ 口座振替納付のできる金融機関

十六銀行、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、岐阜商工信用組合、ぎふ農業協同組合の各本・支店とゆうちょ銀行・郵便局です。

- ※ 利用者負担額（保育料）の口座振替依頼書は、金融機関にご提出ください。
 ※ 金融機関の営業時間内に行くことができない方には、役場で受付することができます。（詳しくは、役場福祉子ども課にご相談ください。）

○ 災害共済（独立行政法人日本スポーツ振興センター）加入のお願い

保育所（園）では、保育中や保育所行事中などにおける入所児童の負傷や疾病に対する医療費などが給付の対象になる災害共済契約を、日本スポーツ振興センターと締結しています。

災害共済への加入は強制ではありませんが、是非ご加入いただきますようお願いいたします。
 4月下旬から5月上旬頃までに、加入申込書をお渡しします。

6 令和4年度町内保育所（園）の状況 ※今後、変更になる場合があります。

(1) 町内保育所（園）一覧表

保育所（園）名		対象年齢	定員	開所（園）日等	所在地	電話	備考
私立	第一保育所	3か月～年少前	40人	月曜日～土曜日 (祝日を除く。)	上新町172	387-2664	
	松枝保育所	1歳6か月 ～就学前	150人		北及1783	387-2298	
	下羽栗保育所		120人	午前7時	無動寺228	387-2496	
	笠松保育園	1歳～就学前	110人	～午後7時	西宮町44-2	387-2947	

(2) 延長保育について

保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮し、認定区分により利用できる保育時間（保育の必要量）を超えて利用される場合に、延長保育を実施します。

希望される方は、申請が必要ですので、各保育所（園）へお申し出ください。

なお、延長保育利用料は保育所（園）に直接納付してください。

・利用料 【保育標準時間の区分の方】（円/日）

利用区分	利用料
午後6時～午後7時	200

月額上限は3,000円まで

【保育短時間の区分の方】（円/日）

利用区分	利用料
午前7時～午前8時30分	100
午後4時30分～午後6時	100
午後6時～午後7時	200

月額上限は3,000円まで

(3) 一時預かりについて

保護者が仕事、疾病、入院、冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由により、児童を保育できない場合に一時的にお預かりする制度です。全ての保育所（園）で実施しています。

希望される方は、事前に申請が必要ですので、各保育所（園）へお申し出ください。

なお、一時預かり利用料は保育所（園）に直接納付してください。

★ 利用日数は、1か月12日以内です。

★ 他の保育所・幼稚園等に入所しているお子さんは利用できません。

★ お預かりする児童の年齢は、各保育所（園）の対象年齢と同じです。

★ 行事等、保育所（園）の都合により、お受けできない場合があります。



・利用料 (円/日)

利用時間	年少児未満	年少児以上
午前8時30分～午後1時	1,400	800
午後1時～午後4時30分	1,200	600

午前8時30分以前、午後4時30分以降を利用されたい場合は保育所（園）にご相談ください。

(4) 特別な配慮が必要な児童の保育について

心身の障がいなどのため特別な配慮が必要であり、集団保育が可能であると認められる児童の保育を希望される方は、保育所（園）または役場福祉子ども課へお問い合わせください（第一保育所では実施していません）。

(5) ならし保育について

入所（園）予定日より1週間前以内で施設の受入可能な範囲及び入所（園）可能な年齢内でならし保育を実施します（ならし保育期間中も保育料はかかります）。

ならし保育を希望される方は保育所（園）にご相談ください。

(6) 保育所（園）の転所（園）について

入所（園）後、他の保育所（園）へ転所（園）される場合、保育の過程や児童の育ちについて、保護者の同意を得て、転所（園）先の施設へ情報提供する場合があります。

7 保育内容について

児童の発育段階に応じて保育計画を作成し、保育を行っています。

◎保育所（園）の1日

（この内容は保育短時間の認定を受けた方の一般的な例を示したもので、年齢や季節によってかわります。）

第一保育所

	7:00	8:30	9:30	10:15	11:20	12:30	15:00	16:30	18:00	19:00
月～土曜日	延長保育	登所自由遊び	はじまりおやつ	総合的な遊び	給食	お昼寝	おやつ遊びおかえり	延長	保育	

松枝保育所・下羽栗保育所

	7:00	8:30	9:30	9:50	11:30	13:00	15:00	16:30	18:00	19:00
月～金曜日	延長保育	登所自由遊び	はじまり朝の会	総合的な遊び (3歳未満児は、おやつあり)	給食 はみがき 休息	総合的な遊び 又はお昼寝	おやつ遊び おかえり	延長	保育	

土曜日	延長保育	登所自由遊び	はじまり朝の会	混合保育 おやつ	給食 はみがき 休息	お昼寝	おやつ遊び おかえり	延長	保育	
-----	------	--------	---------	-------------	------------------	-----	---------------	----	----	--

●給食（昼食とおやつについて）

- ・3歳未満児は、主食・副食・牛乳及び午前・午後のおやつ
- ・3歳以上児は、主食・副食・牛乳及び午後のおやつ
※3歳以上児の給食費については、保護者に負担していただきます。
- ・第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所の給食の献立は、栄養士が乳幼児の発達に必要な栄養所要量を確保しながら嗜好にあったものを立案し、保育所内の調理室で調理します。

●水分補給として年間を通して、むぎ茶を提供します。

笠松保育園

	7:00	8:30	9:10	9:30	9:50	11:45	13:00	14:30	16:30	18:00	19:00
月～金曜日	延長保育	登園	自由遊び	体育遊び	朝会 各クラスで活動 (3歳未満児は、おやつあり)	給食 はみがき 休息	各クラスで活動 又はお昼寝	おやつ遊び おかえり	延長	保育	

土曜日	延長保育	登園自由遊び	はじまり	混合保育 おやつ	給食 はみがき 休息	お昼寝	おやつ遊び おかえり	延長	保育	
-----	------	--------	------	-------------	------------------	-----	---------------	----	----	--

●給食（昼食とおやつについて）

- ・3歳未満児は、主食・副食・牛乳及び午前・午後のおやつ
- ・3歳以上児は、主食・副食・牛乳及び午後のおやつ
※3歳以上児の給食費については、保護者に負担していただきます。
- ・給食の献立は、児童の発達に必要な栄養所要量を確保しながら嗜好にあったものを保育園内の調理室で調理します。

●水分補給として年間を通して、ミネラルウォーターを提供します。

8 各保育所（園）の概要について

第一保育所

上新町172

TEL387-2664

FAX387-3106

- 設置主体 社会福祉法人 笠松町地域振興公社
- 保育目標 心身ともに健やかでよく遊ぶ子
個性豊かで思いやりのある子
- 保育方針 乳幼児期は子どもの心身の発育・発達が著しく、また、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期です。
豊かに伸びていく可能性を秘めた子どもたちが、現在をよりよく生き望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができるよう、小規模ならではの家庭的な雰囲気の中、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発育・発達を図っていきます。
- 対象年齢 3か月～年少前（3歳未満）
- 定員 40人
- 開所時間等 月曜日～土曜日（祝日を除く。） 午前7時～午後7時
- 特別保育事業の実施状況
 - ・ 延長保育
 - ・ 一時預かり
- 年間行事

☆ 保護者参加の行事

(4月) 入園式	(7月) セタ会
(10月) 運動会	(2月) なかよし会
(3月) 修了式	

☆ 園児の行事

遠足園外保育、小学生との交流、クリスマス会、豆まき（節分）、あそびのひろば（お店屋さんごっこ）等

☆ 毎月の行事 誕生会、避難訓練、防犯訓練
- 入所の時に必要な経費 保育用品等で1,400円程度
(入所（園）児必要用品一覧表参照)
- 状況により変更する場合があります。

- 設置主体 社会福祉法人 笠松町地域振興公社

- 保育目標

<p>元 気 な 子 が ん ば る 子 か ん が え る 子</p>	}	豊かに育てる
--	---	--------

- 保育方針 乳幼児期は子どもの心身の発育・発達が著しく、また、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期です。

豊かに伸びていく可能性を秘めた子どもたちが、現在をよりよく生き望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができるよう、同じ年齢の子どもたちや、異年齢の子どもたちとの遊びを通して生活経験を広げ、また意欲的に活動ができ豊かな人間性をもった子どもが育つことを目指しています。

- 対象年齢 1歳6か月～小学校就学前

- 定員 150人

- 開所時間等 月曜日～土曜日（祝日を除く。） 午前7時～午後7時

- 特別保育事業の実施状況
 - ・ 延長保育
 - ・ 一時預かり
 - ・ 特別な配慮が必要な児童の保育（障がいのある児童）

- 年間行事

☆ 保護者参加の行事	
(4月) 入園式	(5月) 保育参観
(6月) 給食体験会	(7月) セタ会
(10月) 運動会	(11月) 保育参観
(2月) 生活発表会	(3月) 卒園式
☆ 園児の行事	
お年寄りや小学生との交流、遠足、園外保育、社会見学、クリスマス会 豆まき（節分）、マラソン大会、お店屋さんごっこ、交通安全教室 等	
☆ 毎月の行事 誕生会、避難訓練、防犯訓練、ALT（英語遊び）（年長）	

- 給食費 (参考：R4) 月額 5,110円（年少児以上）（主食610円＋副食4,500円）

- 入所の時に必要な経費 保育用品、制服等で13,000円～18,000円程度
（対象年齢により金額は異なります。入所（園）児必要用品一覧表参照）

- 状況により変更する場合があります。

下 羽 栗 保 育 所

無動寺228
TEL 387-2496 FAX 387-8961

- 設置主体 社会福祉法人 笠松町地域振興公社
- 保育目標

元 気 な 子 が ん ば る 子 か ん が え る 子	} 豊かに育てる
-------------------------------------	----------
- 保育方針

乳幼児期は子どもの心身の発育・発達が著しく、また、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期です。

豊かに伸びていく可能性を秘めた子どもたちが、現在をよりよく生き望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができるよう、同じ年齢の子どもたちや、異年齢の子どもたちとの遊びを通して生活経験を広げ、また意欲的に活動ができ豊かな人間性をもった子どもが育つことを目指しています。
- 対象年齢 1歳6か月～小学校就学前
- 定員 120人
- 開所時間等 月曜日～土曜日（祝日を除く。） 午前7時～午後7時

- 特別保育事業の実施状況
 - ・ 延長保育
 - ・ 一時預かり
 - ・ 特別な配慮が必要な児童の保育（障がいのある児童）

● 年間行事

☆ 保護者参加の行事	
(4月) 入園式	(5月) 保育参観
(6月) 給食体験会	(7月) 七夕会
(10月) 運動会	(11月) 保育参観
(2月) 生活発表会	(3月) 卒園式
☆ 園児の行事	
お年寄りや小学生との交流、遠足、園外保育、社会見学、クリスマス会 豆まき（節分）、マラソン大会、お店屋さんごっこ、交通安全教室 等	
☆ 毎月の行事 誕生会、避難訓練、防犯訓練、ALT（英語遊び）（年長）	

- 給食費 (参考：R4) 月額 5,110円（年少児以上）（主食610円＋副食4,500円）
- 入所の時に必要な経費 保育用品、制服等で13,000円～18,000円程度
(対象年齢により金額は異なります。入所（園）児必要用品一覧表参照)
- 状況により変更する場合があります。

- 設置主体 社会福祉法人 笠松中央福祉会
- 保育目標
 - 思いやりの心を持てる子
 - 感謝の心を持てる子
 - 心身ともに健康な子
 - ごめんなさいの言える子
 - あたりまえのことを素直に喜べる子

- 保育方針

乳幼児期は、人間形成にとっても大切な時期です。伸びゆく子どもの可能性を最大限に発揮できるよう環境に配慮し、子どもたちが心はずませて通える保育園、意欲的にのびのびと活動する保育園を目指しています。健康な生活のリズム、基本的な生活習慣、豊かな心情や思考力の芽生えを大切にしています。

毎日の「朝会」では、子ども・保育者ともに仏さまの前で手を合わせ、仏教讃歌を歌い、1日をスタートします。

- 対象年齢 1歳～小学校就学前
- 定員 110人
- 開所時間等 月曜日～土曜日（祝日を除く。） 午前7時～午後7時
- 特別保育事業の実施状況
 - ・ 延長保育
 - ・ 一時預かり
 - ・ 特別な配慮が必要な児童の保育（障がいのある児童）
- 年間行事

4月	◎ 入園式 ・ 交通安全教室	10月	◎ 運動会 ・ 遠足 ◎ 矯正展（笠松刑務所）
5月	○ 花まつり ◎ 保育参観（保護者会総会） ・ さつま芋の苗植え	11月	◎ 保育参観 ・ 七五三まいり ・ 祖父母会 ・ お店屋さんごっこ ・ 焼きいもパーティー
6月	・ 歯みがき指導 ・ 給食参観	12月	・ 消防署見学 ・ 報恩講 ・ 交通安全教室
7月	◎ 七夕まつり発表会 ・ プール開き ◎ 夕涼み会 ・ 個人懇談		
9月	・ 健康診断 ・ いも掘り ・ 彼岸まいり ・ 交通安全教室	3月	◎ ひなまつり発表会 ・ 健康診断 ・ お別れ遠足 ・ 彼岸まいり ◎ 卒園式・修了式

◎ 親子で参加する行事

○ 保護者自由参加の行事

☆ 毎月の行事 「誕生会」・「避難・防犯訓練」・「英会話教室（年長・中）」
「かさほサロン」（地域とのふれあい）・「ALT（年長）」
「おつとめのおけいこ（正信偈）」

- 給食費 （参考：R4）月額 4,930円（年少児以上）（主食430円＋副食4,500円）
- 保護者会費 月額 600円
- 入園の時に必要な経費 教材、洋品等で9,000円～23,000円程度
（対象年齢により金額は異なります。入所（園）児必要用品一覧表参照）
- 状況により変更する場合があります。

9 保育所等広域入所について

笠松町以外の保育所（園）での利用（入所）を希望され、下記の基準に該当する場合、笠松町役場福祉子ども課に利用（入所）申込みをしていただくことで、笠松町と利用（入所）を希望される保育所（園）のある市町村が協議をして、受入を受諾された場合に利用（入所）できます。

1 利用（入所）基準

(1) 次の①②ともに該当する場合

- ① 保護者のいずれもが勤務終了後、笠松町内の保育所（園）の開所時間内に送迎することができないこと

※ 笠松町内の保育所（園）

第一保育所・下羽栗保育所・松枝保育所・笠松保育園

※ 開所時間 午前7時～午後7時

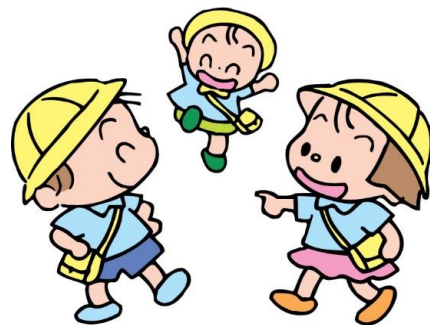
- ② 保護者のいずれかが、利用（入所）を希望する保育所（園）の所在市町村内に勤務していること

(2) 上記以外で、里帰り出産する場合

2 利用者負担額（保育料）等

- (1) 利用者負担額（保育料）は、利用者負担額徴収基準額表に基づいて、笠松町（認定こども園は施設）へ納入してください。

- (2) 利用者負担額（保育料）以外の延長保育料、主食費、副食費、保護者会費等は、利用（入所）保育所（園）が定める額を利用（入所）保育所（園）へ納付してください。



記 入 例

様式第1号（第3条関係）

（表）

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

令和 4年10月 3日

保護者氏名 **笠松 一郎**

（あて先）岐阜県羽島郡笠松町長

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) 笠松 太郎	個人番号		
		令和 2年11月 5日	男	有・ 無
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		
保護者住所・連絡先	(住所) 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地			
	(連絡先) 058-388-0000			
認定者番号				
保育の希望の有無(※)	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む） ----- <input type="radio"/> 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）			

(※)

- ・ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- ・ 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・ 「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏 名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
			個人番号				
子どもの世帯員	(ふりがな) 笠松 一郎	父	S58年8月9日	男	会社員	有・ 無	
			2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4				
	(ふりがな) 花子	母	S59年3月15日	女	会社員	有・ 無	
			3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5				
	(ふりがな) 二郎	兄	H25年5月20日	男	〇〇小学校	有・無	
		4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6					
	(ふりがな) 友蔵	祖父	S31年10月3日	男	農業	有・ 無	
			6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7 8				
	(ふりがな)		年 月 日			有・無	
生活保護の適用の有無	適用無し ・適用有り（ 年 月 日保護開始）						

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用希望期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 9年 3月31日 まで	
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 〇〇保育所 (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他 ()
	第2希望 〇〇保育所 (理由)	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input checked="" type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他 ()
	第3希望 〇〇保育所 (理由)	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いてください。

記 入 例

(裏)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月	曜日から 金 曜日まで	8時30分から16時30分まで

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報 (同一世帯者を含む) 及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
保護者氏名 笠松 一郎

*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日
-------	-------

認定の可否	認定番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) _____ 年 月 日 認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
可・否 (否とする理由) _____ 月 日		() 期間 _____ 月 日
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特]
[<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所]
備考		

こちらの欄は記入不用です

*施設記載欄 (施設 (事業者))

受付年月日	年 月 日
施設 (事業者) 名	
担当者氏名 連絡先	(担当) _____ (連絡先) _____
利用契約 (内定) の有無	有 (契約・内定 (_____ 年 月 日 契約 (内定))) ・ 無
備 考	

記 入 例

様式第1号 (第2条関係)

(表)
保育所等利用申込書 (兼児童台帳)

受付番号	
------	--

令和 4年10月 3日
(あて先) 笠松町長

保護者 住 所 羽島郡笠松町司町1番地
氏 名 笠松 一郎

次のとおり保育所等の利用を申込みます。

利用希望 児 童	ふりがな	かさまつ たろう	生 年 月 日	性 別	自宅 (連絡先) 電話番号
	氏 名	笠松 太朗	令和 2年11月 5日生	男 女	058-388-0000
		個人番号			
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3			
利用を希望する 保 育 所 等 名	第1希望	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所	(希望理由) 自宅に近いため		
	第2希望	<input type="checkbox"/> 保育所	(希望理由) 職場付近のため		
	第3希望	<input type="checkbox"/> 保育所	(希望理由) 通勤経路にあるため		
保育の利用を希望する期間		令和 5年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで			
保育の利用を 必要とする理由		父 (1) 母 (1) 祖父 (1) 祖母 () 父母共に家庭外労働に従事し、祖父は農業に従事しているため保育ができない。			

○児童の家庭の状況

区 分	氏 名	児童 との 続柄	生年月日	性 別	職 業	勤務先・所在地・電話	備考
			個人番号				
児童の 世帯員	笠松 一郎	父	S58・8・9	男・女	会社員	〇〇産業(株) 岐阜市 TEL	
	花子	母	S59・3・15	男・女	会社員	〇〇スーパー 愛知県一宮市 TEL	
	二郎	兄	H25・5・20	男・女	小学校	〇〇小学校	
	友蔵	祖父	S31・10・3	男・女	農業		
				・	男・女		
				・	男・女		
生活保護の状況			適用なし (適用あり (年 月 日保護開始))				

※利用料 (保育料) 算定のため、町備え付けの家族の課税資料を閲覧し確認することについては、異存ありません。

【注 意】

- ① 利用を希望する保育所名をすべて記入すること
- ② 保育所等利用申込書の裏面「保育所等を入所できる基準」の番号を記入すること
- ③ 事実をありのままに記入すること
- ④ 住民票上の世帯ではなく実世帯を記入すること

※ 保育所等利用申込書裏面の記入上の注意をよくお読みください。

○裏面の注意をよく読んでから太線の中を記入してください

記入例

就労証明書

笠松町長 宛

証明日 西暦 2022 年 10 月 1 日
 事業所名 ○○スーパー
 代表者名 ○○ ○○
 所在地 愛知県一宮市○○町○丁目○番地
 電話番号 0586 — ○○ — ○○○○
 担当者名 ○○ ○○
 記載者連絡先 058 — 388 — ○○○○

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

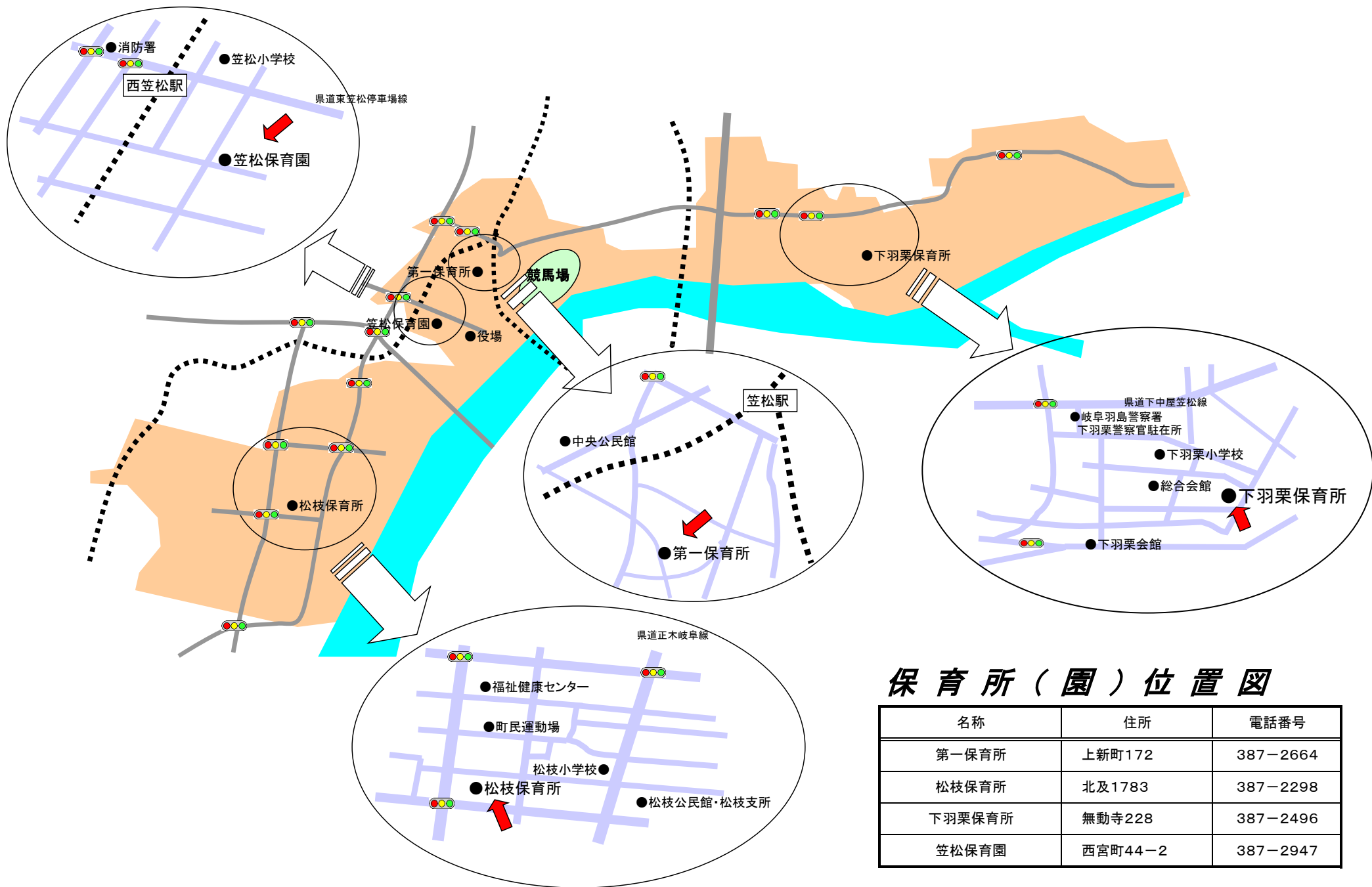
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	フリガナ 本人氏名	カサマツ ハナコ 笠松 花子
3	本人住所	岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
4	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (無期の場合は雇用開始日のみ)
5	就労先事業所名	○○スーパー
6	就労先住所等	就労先住所(所在地) 愛知県一宮市○○町○丁目○番地 通勤手段 <input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	就労先電話番号	0586 — ○○ — ○○○○
8	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()
9	就労時間 (固定就労の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 120 時間 0 分 (うち休憩時間 300 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 10 時 0 分 ~ 15 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
11	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2022 年 9 月 年月 2022 年 8 月 年月 2022 年 7 月 19 日/月 114 時間/月 22 日/月 132 時間/月 20 日/月 120 時間/月
12	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
13	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
14	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
15	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許 保育士等としての勤務実態の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
17	備考欄	

(※事業者証明欄はここまで)


保護者記載欄

児童名	笠松 太郎	生年月日	2020 年 11 月 5 日	本人との続柄	子 (長男)
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input checked="" type="checkbox"/> 申込み中 (○○保育所)				
児童名		生年月日	年 月 日	本人との続柄	()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()				
児童名		生年月日	年 月 日	本人との続柄	()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()				



保育所（園）位置図

名称	住所	電話番号
第一保育所	上新町172	387-2664
松枝保育所	北及1783	387-2298
下羽栗保育所	無動寺228	387-2496
笠松保育園	西宮町44-2	387-2947



保育所（園）についてのご相談は

第一保育所 387-2664

松枝保育所 387-2298

下羽栗保育所 387-2496

笠松保育園 387-2947

役場福祉子ども課 388-1116

ご希望の保育所（園）へご連絡ください。